毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎告示 所管課(室)名 ・一般競争入札の参加者の資格等 財 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 支援医療機関の指定(2件) 障害福祉課 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 支援医療機関の指定の更新 (2件) " ・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生 漁業振興課 ・保安林指定の予定(7件) 林 政 課 ・急傾斜地崩壊危険区域の指定 砂 防 課 ○証紙売りさばき人の指定の一部改正 会 計 課

◎公告

・一般競争入札の実施	管		財		課
・県営土地改良事業変更計画の決定	農	村	整	備	課
・落札者等	建	設	企	画	課
・都市計画の図書の縦覧	都	市	政	策	課

告 示

長崎県告示第713号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年11月11日

長崎県知事 大石 賢吾

- 調達する特定役務の種類 長崎県庁舎清掃業務
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
 - (6) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者

- (7) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格
 - (1) 過去5事業年度において、建物の清掃業務に関する売上高が2,600万円以上の事業年度が1事業年度以上 あること。
 - (2) 本業務の業務責任者として、清掃作業監督者の資格を有する者又は同等程度の能力を有する者(ビルクリーニング技能士、建築物清掃管理評価資格者、清掃作業従事者研修指導者等)を専任で配置することができること。
 - (3) ビルクリーニング技能士の資格を有する者を雇用し、定期清掃実施時及び必要な場合に、当該有資格者が現場で適切に指導することができること。
- 4 競争入札参加者の資格及び審査
- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる 事項について審査し決定する。
- (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率 (純利益率、固定長期適合率及び流動比率)
 - オ 3の資格
- 5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期
 - この告示の日から、令和4年12月2日までの間(県の休日を除く。)の9時00分から17時00分までとする。
- (2) 申請書の入手方法
 - 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
 - 申請者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
 - ア 誓約書(様式第2号)
 - イ 営業概要書
 - ウ 委任状
 - エ 法人にあっては、登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
 - オ 個人にあっては、本籍地の市区町村長が発行する身元(分)証明書及び住所地の市区町村長が発行する 住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証 明書
 - カ 法人にあっては、前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - キ 個人にあっては、前年度の確定申告書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - ク 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書
 - ケ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - コ 印鑑届 (様式第3号)
 - サ 口座振替申込書(様式第4号)
 - シ 有資格者名簿(様式第5号)
 - ス 3の(1)を証する書類(当該事業年度の決算報告書等)
 - ※ク及びケについては、新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。
 - ○長崎県税:新型コロナウイルス感染症による特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に「徴収猶予を 行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありません。」の記載があるもの。
 - ○他の都道府県税:新型コロナウイルス感染症による特例制度の「徴収猶予許可通知書」で、過年度分の滞納がないもの。
 - ○国税:新型コロナウイルス感染症による特例制度の「徴収猶予許可通知書」

- ※ウについては、権限を支社(店)長等に委任する場合に提出すること。
- ※エからケまでは原本又は写しとし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。
- ※「長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機 設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請 の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)」に基づき、庁舎の清掃に係る資格を 有すると決定された者は、当該資格審査結果通知書の写しの提出をもって、イからサまでの書類に代える ことができるものとする。
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
 - ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類について外国語で記載のものは、日本語の訳文 を付記し、又は添付すること。
 - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定め られた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
 - (住所) **〒**850-8570 長崎市尾上町3番1号
 - (名称) 長崎県総務部管財課
 - (電話) 095-895-2181
- 6 資格審査結果の通知
 - 資格審査結果通知書により通知 (郵送) する。
- 7 資格の有効期間
 - 入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年3月31日までとする。
- 8 資格の取消し等
 - (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2 o(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
 - (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、 又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人と して使用する者も同様とする。
 - (3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第714号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定による自立支援医療(精神通院医療)を担当させる指定自立支援医療機関(薬局)として次のとおり指定した。 令和4年11月11日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
ウエルシア薬局 イオン島原店	島原市弁天町1丁目7080-1	令和4年10月1日
薬局マツモトキヨシプレイス愛宕店	長崎市愛宕4丁目18-20	令和4年11月1日
ニコニコ調剤薬局	諫早市東小路町10-28	令和4年9月1日

長崎県告示第715号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定による自立支援医療(精神通院医療)を担当させる指定自立支援医療機関(訪問看護ステーション)として次のとおり指定した。

令和4年11月11日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
Co.cocoリハビリ訪問看護ステーション	大村市古町2丁目93-8	令和4年11月1日
訪問看護ステーションかすみ草	長崎市エミネント葉山町 9-3	令和4年11月1日

長崎県告示第716号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定による自立支援医療(精神通院医療)を担当させる指定自立支援医療機関(病院又は診療所)として次のとおり指定を更新した。

令和 4 年11月11日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	更新年月日
社会福祉法人 聖家族会 みさかえの園 あゆみの家	大村市久原 2 丁目1346-1	令和4年11月1日

長崎県告示第717号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定による自立支援医療(精神通院医療)を担当させる指定自立支援医療機関(薬局)として次のとおり指定を更新した。

令和4年11月11日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	更新年月日
よしむた薬局	西彼杵郡長与町吉無田郷2023-1	令和4年11月1日
ふれあい薬局	長崎市琴海形上町1783-1	令和4年11月1日
日本調剤ニュータウン薬局	諫早市山川町4-2	令和4年11月1日

長崎県告示第718号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区 について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和 4 年11月11日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

大宝加入区

長崎県告示第719号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をしようとする旨の通知を受けた。

令和4年11月11日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林予定森林の所在場所

西海市西海町面高郷字大道原1292の3・1295の2・1299・1300の5・1300の6 (以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、1295の4、1295の5、1297の3、1297の4

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び西海市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第720号

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。 令和 4 年11月11日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林予定森林の所在場所

壱岐市勝本町東触字黒瀬2605の1・2605の10(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、2601から2603まで、字串山2606の2、2607、2608の1、2608の2、2609、2610の17、2610の18、2611の1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び壱岐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第721号

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。 令和 4 年11月11日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林予定森林の所在場所

壱岐市勝本町立石東触字稗坂298

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び壱岐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第722号

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。 令和4年11月11日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 壱岐市芦辺町諸吉仲触字須氣229の3
- 2 指定の目的
 - 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び壱岐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第723号

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。 令和4年11月11日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 壱岐市芦辺町箱崎諸津触字長尾22の1
- 2 指定の目的
 - 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び壱岐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第724号

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。 令和 4 年11月11日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 壱岐市石田町南触字志自岐560の1
- 2 指定の目的
 - 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び壱岐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第725号

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。 令和 4 年11月11日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所 壱岐市石田町筒城仲触字長瀧626の1
- 2 指定の目的土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び壱岐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第726号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県対馬振興局建設部において縦覧に供する。

令和4年11月11日

長崎県知事 大石 賢吾

	指定区域の)名称	賀谷(1)					
	市町名	大 字	字	地 番				
所在地	対馬市 美津島町	賀谷	屋敷畠	163番19の一部、163番20、163番21の一部、163番22、163番23の一部、163番24、163番25の一部、163番26の一部、163番27の一部、163番31の一部、163番32の一部、163番35の一部、163番36の一部、163番37の一部、163番38の一部、163番39の一部、163番61の一部、163番81の一部、163番91の一部、163番95の一部、163番96、163番97の一部、163番98、163番99、163番100、163番101、163番102、163番103、163番104、163番105、163番106、167番3の一部、167番5の一部、168番1の一部、170番1の一部、170番2の一部				

長崎県告示第727号

証紙売りさばき人の指定(昭和41年長崎県告示第752号)の一部を次のように改正し、令和4年11月1日から適用する。

令和4年11月11日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

		改正後					改正前		
NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在市 町村名	NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在市 町村名
1~	·58 略				1~	-58 略			
58 Ø 2	株式会社ドゥイン グ 代表取締役 道津 吉章	上五島町青	五島市中央 町2番地1 ローソン福 江中央店	略	58 Ø 2	株式会社ドゥイン グ 代表取締役 道津 吉章	南松浦郡新 上五島町青 方郷2282番 地	町2-1	略
			削除	削除				五島市福江 町1-1 五島市役所	五島市

			<u>内売店</u>	
59~84 略		59~84 瞬		

公 告

一般競争入札の実施(公告)

長崎県庁舎清掃業務について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年11月11日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称

長崎県庁舎清掃業務

(2) 業務の仕様等

長崎県庁舎清掃業務仕様書による。

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

長崎市尾上町(長崎県庁舎行政棟、議会棟、駐車場棟及び付属施設等)

- (5) 入札の方法
 - ア 前記(1)の業務を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札執行回数は3回を限度とする。3回までに落札者が決定しない場合、地方自治法施行令(昭和22年 政令第16号。以下「令」という。)第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。
- 2 入札参加資格
 - (1) 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める 期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者で ないこと。
- (3) 長崎県庁舎清掃業務に関する令和4年11月11日付けの競争入札の参加者の資格等(長崎県告示第713号) に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) この公告の日から9の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から9の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

(住所) **〒**850-8570長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県総務部管財課

(電話) 095-895-2181

(提出期限) 令和 4 年12月 2 日17時00分

4 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部(発注者との協議で承諾を受けた部分を除く。)を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

5 当該業務契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) **〒**850-8570長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県総務部管財課

(電話) 095-895-2181

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

(期間) この公告の日から令和4年12月2日までの間(県の休日を除く。)

(場所) 5の部局等とする。

長崎県総務部管財課ホームページ上にも掲載する。

8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 開札の日時及び場所

(日時) 令和 4 年12月21日13時30分

(場所)長崎県庁行政棟1階入札室

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限) 令和4年12月16日17時00分(必着)

(提出先) 長崎県総務部管財課

(その他) 郵送による場合は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便など受取人が郵便物を受け 取った記録が残る郵便により上記受領期限内必着のこと。

郵送による場合は、代理人による入札は認められないこと。

郵送以外による入札の場合は、開札の日時及び場所での入札となること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を 提出する場合
- (2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は 契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(様式第8号)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。また、(6)及び(14)から(18)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (II) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (15) 代理人が入札したとき。
- (16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (18) 内封筒に業務名の記載がないとき。
- (19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 本入札は、低入札調査基準価格を設定している。
- (2) 低入札調査基準価格を下回る入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない。
- (3) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするが、低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、後日、長崎県庁舎等清掃業務に係る低入札価格調査制度要綱に規定する調査を行い、落札者を決定する。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (6) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (7) 低入札調査基準価格を下回る入札を行った者は、事情聴取等の調査に協力するものとする。
- (8) 低入札調査基準価格を下回る価格で契約が行われた場合は、検査及び清掃完了後の実績確認等を強化し、必要に応じて専門的知識を有する者の意見を聴くことがある。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関 (WTO) 協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受ける。
- (3) この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
 - Cleanup of the Nagasaki Prefectural Office
- (2) Fulfillment period:
 - From April 1st, 2023 to March 31st, 2026
- (3) Fulfillment place:
 - Onoue-machi, Nagasaki City
- (4) Time-limit for tender:

17:00 December 16th, 2022

(5) Date and time for the opening of tender:

13:30 December 21th, 2022

(6) Point of Contact:

Property Administration Division, General Affairs Department, Nagasaki Prefectural Government.

3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan

TEL 095-824-1111

県営土地改良事業変更計画の決定 (公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定に基づき、諫早北部地区県営土地改良事業計画(ため池整備工)を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内(上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、長崎県(知事が被告の代表者となる。)を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年11月11日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営農村地域防災減災事業 (ため池整備事業)

諫早北部地区県営土地改良事業変更計画書

2 縦覧期間

令和4年11月11日から令和4年12月1日まで

3 縦覧場所

(開庁日) 諫早市役所 農林水産部 農地保全課

(閉庁日) 諫早市役所 本館1階 管理室

落札者等 (公告)

落札者等について、次のとおり公告する。

令和 4 年11月11日

長崎県知事 大石 賢吾

1 物品等又は特定役務の名称

長崎県公共事業技術情報システム用サーバ等賃貸借

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 長崎県土木部建設企画課(技術情報班)

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話095-894-3023

3 契約方法

一般競争入札

4 落札決定日

令和4年10月6日

5 落札者

長崎市田中町585番地5

扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 濵口 晴樹

6 落札価格

35,400,000円 (消費税及び地方消費税を含まない。)

7 入札公告日

令和4年8月26日

8 落札方式

電話代表 直通

四一

最低価格

都市計画の図書の縦覧(公告)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年11月11日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 長崎都市計画(長崎国際文化都市建設計画)公園(2・2・1018号川口公園)の変更 (長崎市決定)
- 2 縦覧場所

長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

田 宏 弥イックプリント